

## 「警戒区域」が解除された区域

※ 警戒区域が解除された場合でも、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税について、一定の期間に限り、引き続き特例措置を受けることができます。

### ◆ 平成25年5月28日 午前0時に解除された地区

都道府県	市町村	町域(大字)	字
福島県	双葉町	全域	

※ 福島県双葉町については、区域再編により「居住困難区域」又は「自動車持出困難区域」に設定された地区があります。

これらの地区については、今後も引き続き不動産取得税又は自動車取得税・自動車税について特例措置を受けることができます。

詳細は、以下のページでご確認ください。

### 【不動産取得税の特例】

警戒区域内 又は 居住困難区域内 の家屋に代わる家屋の取得に係る不動産取得税の特例措置について

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020007/daishinsai/fudousanshutokuzei.html#keikai>

居住困難区域の一覧(PDFファイル)

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020007/daishinsai/kyozyuukonnan.pdf>

### 【自動車取得税・自動車税の特例】

警戒区域内 又は 自動車持出困難区域内にある自動車の自動車税について

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020007/daishinsai/jidoushazei.html#4>

自動車持出困難区域の一覧(PDFファイル)

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020007/daishinsai/mochidashikonnan.pdf>